

# 社会保険労務士 政治連盟

のしおり

# Q & A

大阪府社会保険労務士政治連盟

## 目 次 Contents

- Q 1 政治連盟の活動目的を教えてください。－ 2
- Q 2 なぜ、社会保険労務士が政治活動を行う必要があるのですか。－ 2
- Q 3 政治連盟が設立された経緯を教えてください。－ 3
- Q 4 政治連盟の必要性と連合会及び都道府県会との関係を教えてください。－ 3
- Q 5 政治連盟と各政党の関係について教えてください。－ 4
- Q 6 政治連盟の会員と社会保険労務士との関係について教えてください。－ 4
- Q 7 政治連盟の主な活動について教えてください。－ 5
- Q 8 「1人10人紹介運動」について教えてください。－ 6
- Q 9 政治連盟の活動の成果はどのようなものがありますか。－ 7
- Q 10 政治連盟の運営はどのように行われていますか。－ 7
- Q 11 政治連盟の会費はどうなっていますか。－ 8
- Q 12 今後の課題としてはどのような問題がありますか。－ 8

### 法改正の概要

|        |               |              |      |
|--------|---------------|--------------|------|
| 第1次法改正 | 昭和53年5月20日公布  | 昭和53年9月1日施行  | － 9  |
| 第2次法改正 | 昭和56年6月2日公布   | 昭和57年4月1日施行  | － 9  |
| 第3次法改正 | 昭和61年5月23日公布  | 昭和61年10月1日施行 | － 10 |
| 第4次法改正 | 平成5年6月14日公布   | 平成6年4月1日施行   | － 11 |
| 第5次法改正 | 平成10年5月6日公布   | 平成10年10月1日施行 | － 11 |
| 第6次法改正 | 平成14年11月27日公布 | 平成15年4月1日施行  | － 11 |
| 第7次法改正 | 平成17年6月17日公布  | 平成18年3月1日施行  | － 12 |
| 第8次法改正 | 平成26年11月21日公布 | 平成27年4月1日施行  | － 13 |



**政治連盟の活動目的を教えてください。**



社会保険労務士政治連盟（以下「政治連盟」といいます。）の目的は、社会保険労務士の社会的・経済的地位の向上と社会保険労務士制度の発展を図るために必要な政治活動を行うことです。

政治連盟は、社会保険労務士全体のために活動することを目的としており、決して特定の政党や個人の政治目的のために活動するものではありません。



**なぜ、社会保険労務士が政治活動を行う必要があるのですか。**



社会保険労務士法は、議員立法（内閣でなく国会議員自らが法律案を作成し国会へ提案すること）により成立した法律です。議員立法により成立した法律は、その改正も議員立法により行われることが通例になっています。内閣提案の法律（閣法）の場合は、主務官庁が改正法案等の準備を行います。議員立法の場合は、団体自らが改正内容を各政党や国会議員に繰り返し要請し、国会に提出していただける国会議員を決め、議員立法として改正法案が国会に提出されるよう理解と協力を得なければなりません。

閣法、議員立法のいずれにおいても国会議員への対応が必要です。そのためには、日頃から国会議員等への選挙の支援や日々の支援活動により、社会保険労務士制度の理解を深めてもらい、法改正の要望などいざというときに積極的に協力していただける環境を整えておく必要があります。

政治連盟の政治活動は社会保険労務士にとって、社会保険労務士制度の改善、社会保険労務士の円滑な業務の遂行、社会保険労務士の社会的・経済的地位の向上のために欠かせないものであり、そのための支援体制の構築といえます。



**政治連盟が設立された経緯を教えてください。**



政治連盟には、都道府県ごとに設立された都道府県社会保険労務士政治連盟（以下「都道府県政連」といいます。）と、その連合体である全国社会保険労務士政治連盟（以下「全国政連」といいます。）があります。

昭和43年に社会保険労務士法が施行されましたが、数年後には、この社会保険労務士制度の改善を図るべきであるとの意見が多くなってきました。制度改善のためには、社会保険労務士法の改正が必要ですが、議員立法による法律であるため、強力な政治活動がなければ法改正の実現は困難な状況にありました。このため、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」といいます。）と都道府県社会保険労務士会（以下「都道府県会」といいます。）の総会等において、会員の総意により政治活動を行うための政治団体「社会保険労務士制度推進連盟」の名称で昭和52年6月に全国一個の政治団体として設立されました。このように、政治連盟は、一部の会員の意思ではなく全会員の総意により設立されたものです。

昭和55年に政治活動を強化するため、都道府県ごとに順次「都道府県社会保険労務士制度推進連盟」が設立されました。

さらに、昭和57年2月、「制度推進連盟」を「政治連盟」に改称し、今日に至っています。



**政治連盟の必要性と連合会及び都道府県会との関係を教えてください。**



社会保険労務士制度は、過去8回の社会保険労務士法改正（概要後掲）により充実発展してきましたが、まだ解決しなければならない課題が多く残されています。

制度の改善を図るためには、各政党や多くの国会議員に法改正の必要性の理解を得て、その実現に向け協力を求める必要があります。

しかし、連合会及び都道府県会は強制加入の法定団体であるため、公職選挙

法による選挙支援活動や政治資金規正法による政治的な活動ができないので、これを補うための組織として政治連盟が必要なのです。

連合会や都道府県会と政治連盟は、法的組織としては別個ですが、表裏一体の関係であり社会保険労務士の要望を実現するための政治活動を政治資金規正法に基づく政治団体として行っています。

政治連盟の運営や活動については、連合会や都道府県会と密接な連携のもとに行っていることは言うまでもありません。



### 政治連盟と各政党の関係について教えてください。



政治連盟の活動は、社会保険労務士制度の発展と社会保険労務士の社会的・経済的地位の向上を目的とするものですから、これを支援してくれる政党、政治家であれば、政党、党派に関係なく協力関係を保っており、社会保険労務士法の制定からこれまですべての改正は、国会の全会一致によって成立しています。

このように政治連盟は、個々の会員の所属政党や政治信条にかかわりなく、いわば「社会保険労務士党」の立場から目的を実現しようとする団体であって、特定の政党又は政治家を応援するための政治団体ではありません。



### 政治連盟の会員と社会保険労務士との関係について教えてください。



政治連盟の目的を達成するためには、すべての社会保険労務士が政治連盟に結集してこそ、大きな政治力を発揮することができるのです。

さらに、政治連盟の活動の成果は、これまでの社会保険労務士法改正の結果が示すように、社会保険労務士制度の発展、社会保険労務士の地位の向上と直結し、すべての社会保険労務士の利益となっています。したがって、政治信条に関係なくすべての社会保険労務士が政治連盟の会員となって、その活動に協力していただくことが望ましいといえます。

平成10年度までは、すべての社会保険労務士が政治連盟の会員という取り扱いをし、会費の負担などをお願いしてきましたが、政治連盟が公職選挙法や政治資金規正法などで公的に認められた政治団体である以上、個々人の意思を問わず会員としたり、活動経費の負担をお願いすることは法律上好ましくなく、以降、政治連盟への入会の意思を確認することとしております。

しかし、すべての社会保険労務士が結集することによってわれわれ社会保険労務士の要望が実現できることを十分ご理解いただき、社会保険労務士として、自らの業務の発展と地位の向上のため、また、それらを他人の力を借りてではなく、自らの手で実現するため、是非、その願いを政治連盟に集め、この活動を支援していただきたいものです。

今後とも、すべての社会保険労務士が一丸となって政治連盟に結集し、社会変化に対応した業務の拡大への対応等、社会保険労務士の業務の発展と社会的・経済的地位の向上のため積極的な活動を続けていくことが必要です。



## 政治連盟の主な活動について教えてください。



政治連盟設立の最大の目的は、社会保険労務士の社会的・経済的地位の向上や業務の発展のための法改正等の実現を図ることです。そのためには、連合会や都道府県会の方針を踏まえて、政党や国会議員等に働きかけることですが、これを効果あらしめるためには国会議員等の選挙において社会保険労務士制度に理解のある推薦候補者を決定し、その選挙の支援活動を行うことが重要な活動の一つです。

また、政治連盟は、国会議員等と常日頃から連携して、国会の情勢や常に新しい政治の動き等の情報を得ると同時に、われわれの要望を十分に伝えて理解を深めてもらい、いざという時のために国会議員等の正しい政治活動を支援する組織であって、主に次のような活動を行っています。

### (1) 国政選挙等における支援活動

国政選挙や地方選挙の際、社会保険労務士制度に理解があり、今後とも協力していただけると思われる立候補者を推薦し、支援する活動。

## (2) 社会保険労務士制度の周知拡大活動

各政党や国会議員等との連携を図り、社会保険労務士制度の理解と協力を深めるための制度の周知拡大活動（具体的には、各政党や国会議員等が主催する懇談会、研修会等諸行事への政治連盟関係者の参加、政治連盟の定期大会、新春賀詞交歓会等への関係国会議員等の招待などにより、常に社会保険労務士制度の理解を高める活動です。）。

## (3) 議員懇談会の設置・開催

社会保険労務士制度の発展に賛同する国会議員をメンバーとした自由民主党、公明党、民主党の各政党別に社会保険労務士議員懇談会を設置・開催し、情報の収集や意見交換を行っています。



「1人10人紹介運動」について教えてください。



選挙の公示後、候補者から後援会の入会案内をはじめ親族、知人、友人等の紹介依頼があります。

その際の紹介者を記入する用紙（紹介者名簿）は、1人あたり、ほぼ10人程度の紹介者の氏名と住所を記入できる書式となっています。

会員お1人おひとりが、それぞれの親類縁者、知人の方々の氏名等をご記入いただいた紹介者名簿を日頃から準備し、その名簿をご自身で保管していただきます。そして、いざ、選挙となった際には、都道府県政連の推薦候補者であってご本人が支持する推薦候補者に、選挙運動の糧として都道府県政連が提供いたします。また、事前に都道府県政連が取りまとめて保管しておき、選挙となった時に、紹介者名簿の作成者の支持する推薦候補者に提供することも考えられます。

全国政連では、この支援活動を「1人10人紹介運動」として積極的に推進しています。とくに、国政選挙の候補者にとっては、国政の場に立つことが究極の目的です。この運動は、候補者の目的に叶う効果的な支援活動のひとつであるといえます。

全国政連と都道府県政連の存在意義は、社会保険労務士制度のさらなる発展のための政治活動を展開することにあります。こうした支援活動によって1人でも多く、制度に理解ある国会議員の増強を図りたい考えです。



## 政治連盟の活動の成果はどのようなものがありますか。



政治連盟は、昭和52年の設立と同時に、強力な政治活動を展開し、その結果昭和53年の社会保険労務士法の改正（第1次改正）から今日まで8回の法改正の実現を果たすことができました。（後掲の「法改正の概要」参照）

特に、第6次から第8次の法改正は、社会保険労務士が司法の場に本格的に参入するための足掛かりとなる改正でありましたが、全国政連において関係各方面との折衝や国会議員への強力な働きかけを、また、各都道府県政連においても地元選出の国会議員に対して地道な政治活動を行った結果実現したものです。今後も、社会保険労務士制度の改善を図るための法改正を行うためには、議員立法による法改正が必須であり、ますます政治連盟の果たす役割は大きくなってきています。



## 政治連盟の運営はどのように行われていますか。



政治連盟は会員の総意により「規約」を定め、これに基づき運営されています。

最高議決機関である定期大会において、規約の改正、役員の選任、毎年度の運動方針及び収支予算等運営上の基本事項を決定しています。

政治連盟の運動や活動は、規約や運動方針等に基づき、原則会員の中から選任された会長、副会長、幹事長、幹事長代理、常任幹事、幹事等の役員が執り行っています。



### 政治連盟の会費はどうなっていますか。



政治連盟は、目的達成のため今後も活動を充実していく必要があります。しかし政治連盟は、政治資金規正法により、連合会や都道府県会及び政治団体でないものからの寄付を受けることができません。したがって、政治連盟が活動をするためには会員である皆様に会費を納めていただくしかありません。

都道府県政連は、規約に基づいて会員である皆様から定められた額の会費を納めていただいて運営しています。

会員各位におかれましては、政治連盟の活動をより活発にするためにも一層のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、政治連盟の運動方針、収支予算や収支決算は、定期大会において議決又は承認を受けております。

また、政治連盟は、政治資金規正法に基づく政治団体として選挙管理委員会に収支報告を行っています。



### 今後の課題としてはどのような問題がありますか。



社会保険労務士法は今までに8回の法改正を経て司法への参入等、業務を拡大してきましたが、より広く国民生活に寄与するためにも、社会保険労務士制度にはまだまだ改善すべき事項があります。

社会保険労務士が個別労働関係紛争の発生から解決までを一元的に行える制度の充実と発展を図るため、さらなる司法への参入等を目指すことが想定されます。

また、昨今の社会構造の変化などにより、今後あらゆる分野において、社会保険労務士制度が関わってくる状況が考えられ、適切に対応するためにも、業務の実績を積み重ねるとともに、次なる社会保険労務士法改正を視野に入れた政治活動に取り組む必要があります。

# 法改正の概要

## 第1次法改正

昭和53年5月20日公布 昭和53年9月1日施行

### 1. 提出代行業務の追加

社会保険労務士の業務に、労働社会保険諸法令に基づく申請書等の提出代行業務を加えたこと。

### 2. 社会保険労務士会の設立等

- (1) 社会保険労務士は、社会保険労務士会を都道府県の区域ごとに一個設立することができることとしたこと。
- (2) 主務大臣の社会保険労務士会の適正な運営を確保するために必要な監督権限を定めたこと。

### 3. 全国社会保険労務士会連合会の設立等

- (1) 全国社会保険労務士会は、全国社会保険労務士会連合会（連合会）を主務大臣の認可を受けて設立できることとしたこと。
- (2) 連合会の意見の具申  
連合会は、主務大臣に対し、社会保険労務士制度の改善に関する意見又は労働社会保険諸法令の運営の改善に関する意見を申し出ることができることとしたこと。

### 4. 社会保険労務士会及び連合会の行政機関への協力

主務大臣、都道府県知事、都道府県労働基準局長その他労働社会保険諸法令の施行に当たる行政機関は、これらの法令の円滑な実施を図るため、広報、調査その他の必要な事項について、社会保険労務士会又は連合会に協力を求めることができることとしたこと。

## 第2次法改正

昭和56年6月2日公布 昭和57年4月1日施行

### 1. 社会保険労務士の職責の明確化

社会保険労務士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正な立場で誠実にその業務を行わなければならない旨を規定し、社会保険労務士の職責を明らかにしたこと。

### 2. 提出代行事務の範囲の拡大

社会保険労務士の提出代行事務の範囲に労働者、年金受給権者等の個人を含

むすべての者からの申請書等に係るものを加えたこと。

### 3. 社会保険労務士となる資格の要件の整備

社会保険労務士となる資格の要件として、試験合格又は全科目試験免除に加え2年間の実務経験を加えたこと。

### 4. 団体登録制への移行

社会保険労務士の免許制を連合会への登録制に改めたこと。

### 5. 社会保険労務士の権利及び義務

- (1) 信用失墜行為の禁止の対象者を、開業社会保険労務士からすべての社会保険労務士に拡大したこと。
- (2) 申請書等に関する付記の制度を設けたこと。

### 6. 懲戒

社会保険労務士の非違行為の態様に応じ社会保険労務士に対する懲戒処分 of 制度を整備するとともに、懲戒手続を整備したこと。

### 7. 社会保険労務士会及び連合会の事務の範囲の拡大等

- (1) 社会保険労務士会を任意設立制から強制設立制に改め、その会則の記載事項に会員の研修及び開業社会保険労務士の報酬に関する規定を加えたほか、社会保険労務士会への入会及び退会並びに所属社会保険労務士会会則の遵守義務に関する規定を設けたこと。
- (2) 連合会を任意設立制から強制設立制に改め、その会則の記載事項を整備するとともに会員社会保険労務士及び社会保険労務士会の連合会会則の遵守義務を設けたこと。
- (3) 連合会に登録の拒否及び登録の取消しについて審査を行う機関として資格審査会を置くこととしたこと。

### 8. その他

- (1) 社会保険労務士会及び連合会の名称及び類似名称の使用制限規定を設けたこと。
- (2) 開業社会保険労務士の使用人等の秘密遵守義務に関する規定を設けたこと。

## 第3次法改正

昭和61年5月23日公布 昭和61年10月1日施行

### 1. 事務代理の新設

労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告等に関する事務代理の制度を設けたこと。

### 2. 勤務社会保険労務士に関する規定の整備

勤務社会保険労務士に関する登録内容及び責務に関する規定を整備したこと。

### 3. 研修

社会保険労務士の研修受講義務及び事業主の勤務社会保険労務士に対する研修受講の便宜供与の努力義務を定めたこと。

## 第4次法改正

平成5年6月14日公布 平成6年4月1日施行

### 1. 職務内容の明確化

社会保険労務士が行う労働に関する相談・指導業務の重点が、労務管理にあることを明確にし、試験科目の名称に労務管理の字句を加えたこと。

### 2. 登録即入会制への移行

- (1) 社会保険労務士は、社会保険労務士名簿に登録を受けた時に、社会保険労務士会の会員となることとしたこと。
- (2) 社会保険労務士会は登録抹消事由に該当することとなった時に、当然、所属社会保険労務士会を退会することとしたこと。
- (3) 登録即入会制の導入に伴い、所要の規定の整備を行ったこと等。

## 第5次法改正

平成10年5月6日公布 平成10年10月1日施行

### 1. 社会保険労務士試験の試験事務の連合会への委託等

主務大臣は、連合会に社会保険労務士試験の実施に関する事務（合格の決定に関する事務を除く。）（試験事務）を行わせることができるものとし、連合会に試験事務が委託された場合の試験事務の実施に関する規定を設けたこと。

### 2. 社会保険労務士制度の充実

#### (1) 社会保険労務士の業務

社会保険労務士が行う事務代理に、審査請求等を含めたこと。

#### (2) 社会保険労務士会による注意勧告

社会保険労務士会は、所属の社会保険労務士がこの法律、この法律に基づく命令等に違反するおそれがあると認めるときは、会則の定めるところにより、当該社会保険労務士に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずるべきことを勧告することができるものとしたこと。

## 第6次法改正

平成14年11月27日公布 平成15年4月1日施行（報酬規定に関する必要記載事項を削除する部分については公布日施行）

### 1. 社会保険労務士の業務の見直し

- (1) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に定めた紛争調整委員会にお

けるあっせん代理を行うことを社会保険労務士の業務に追加したこと。

- (2) 労働社会保険諸法令に、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」及び「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」を追加したこと。

## 2. 社会保険労務士試験の受験資格の緩和

受験資格に必要な従事期間を一律3年以上に改正したこと。

## 3. 登録事項の整備等

- (1) 社会保険労務士法人の社員又は使用人の登録事項を追加したこと。
- (2) 登録の取消事由を追加したこと。
  - ①心身の故障により業務を行うことができない者に該当するに至ったとき
  - ②2年以上継続して所在が不明であるとき

## 4. 社会保険労務士の権利及び義務に関する規定の整備

- (1) 業務を行い得ない事件に関する規定を追加したこと。
- (2) 非社会保険労務士との提携を禁止する規定を追加したこと。

## 5. 監督

- (1) 懲戒事由の通知等に関する規定を追加したこと。
- (2) 登録抹消の制限に関する規定を追加したこと。
- (3) 懲戒処分 of 通知に関する規定を追加したこと。

## 6. 社会保険労務士法人制度の創設

## 7. 社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会の会則の記載事項の整備

- (1) 支部を設けることができる規定を追加したこと。
- (2) 会則の記載事項から報酬に関する規定を削除したこと。

## 8. 法人制度設立に伴う罰則の整備

# 第7次法改正

平成17年6月17日公布 下記2. 3. は平成18年3月1日施行、1. 4. は平成19年4月1日施行

## 1. 紛争解決手続代理業務の拡大

- (1) 個別労働関係紛争について都道府県労働委員会が行うあっせんの手続の代理
- (2) 男女雇用機会均等法に基づく都道府県労働局が行う調停の手続の代理
- (3) 個別労働関係紛争について厚生労働大臣が指定する団体が行う紛争解決手続の代理（紛争目的価額が60万円を超える事件は弁護士の共同受任が必要）  
※前記代理業務には、当該手続に関する相談、和解の交渉及び和解契約の締結の代理を含む。

## 2. 紛争解決手続代理業務に係る研修及び試験

上記代理業務に必要な学識及び実務能力に関する研修の修了者に対し試験を実施し、合格してその旨の付記を受けた社会保険労務士のみ当該代理業務を行うことができるものとしたこと。

## 3. 労働争議不介入規定（法第23条）の削除

社会保険労務士の労働争議への介入を禁止する規定を削除したこと。

## 4. 社会保険労務士法人に関する規定の整備

社会保険労務士法人は、定款で定めるところにより、前記代理業務を行うことができるものとし、当該代理業務は社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限り、行うことができるものとしたこと。

# 第8次法改正

平成26年11月21日公布 下記1. 2. は平成27年4月1日施行、3. は平成28年1月1日施行

## 1. 個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続における紛争の目的の価額の上限額の引上げ

厚生労働大臣が指定する団体が行う個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続において、特定社会保険労務士が単独で紛争の当事者を代理することができる紛争の目的の価額の上限を、120万円に引き上げること。

## 2. 補佐人制度の創設

- (1) 社会保険労務士は、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、補佐人として弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができることとする。
- (2) 社会保険労務士法人が、上記(1)の事務の委託を受けることができることについて規定すること。

## 3. 社員が1人の社会保険労務士法人

社員が1人の社会保険労務士法人の設立等を可能とすること。